

平成26年5月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成26年5月26日（月曜日）

平成26年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年5月26日（月曜日） 午前10時～午前11時30分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	田 中 秀 実
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 114号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 115号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 116号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第 117号 非農地証明願いに係る証明について
 議案第 118号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
 集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年5月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は16名です。18番、田中委員が遅刻の届けがありました
が、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、10番の神園委員と11番の瀬崎委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第114号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可
申請は3件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第114号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可
申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明しま
す。

(議案第114号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9番： 9番、徳留です。

議長： 9番、徳留委員。

9番： 私の調査の所は塩入と上田中の田の3筆ですが、5月20日に現地調査を、と言っ
ても毎日見ている所でございます。塩入の字の箇所は、塩入橋より溝口集落に行く途中の
左側にありまして、毎年、譲受人が米と牧草を作っておられまして、今はきれいに耕作
されておりました。上田中の方は、溝口から馬場川の途中の所にあります。この辺りは、
面積が狭い所が多くて、隣の田も含めて、たばこ農家の方が借りて耕作しておられま
すが、今度もきれいにされておりました。意見としまして、永年、譲受人が耕作されて
おります。親子関係であり、何も問題はないかと思えます。以上です。

15番： 15番、吉永です。

議 長： 15番、吉永委員。

15番： 私は辺田地区の方を調査いたしまして、まず申請地でございますが、譲渡人の自宅から1キロ圏内に散在しておりまして、田につきましては、水稻栽培がされております。裏作では馬鈴薯を作るということでございます。それと畑につきましては、字で言いますと瀬塚、苳、下牧、石原、村松出口の7筆はタンカンが植栽されておりました。その他の畑につきましては、馬鈴薯や野菜を作るということでございまして、どの圃場につきましても、良く整備されておりました。徳留委員が言われたように親子間の移転でありますし、問題ないものと考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第114号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第114号受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に議案第114号受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは19ページをご覧くださいと思います。

(議案第114号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議 長： 14番、溝田委員。

14番： 5月20日に譲受人と現地を見てきました。現地は国道269号線沿いの今市集落の東側に400m程行ったところの南向きの傾斜地の段々畑の中腹くらいです。東側は宅地となっております、南側が畑、北と西の方には台湾竹が植栽されております。現在、短い草が生えておりますが、耕運すれば良い畑になると思います。意見としましては、譲受人の長男が所有権移転後に耕運して野菜を作付するという事です。周囲に影響を

及ぼすことは考えられずに、問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第114号受付番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第114号受付番号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に議案第114号受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは21ページをご覧ください。

(議案第114号受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

16番： 16番、溝端です。

議長： 16番、溝端委員。

16番： 5月20日に現地調査を行いました。字鳥井原の〇〇〇〇番〇〇は馬籠の開拓団地の下にありまして、現在はWCSを植付するための準備中であり、苗も配付してありました。字通山、用ノ前、平松の3筆は上野原畑灌整備地区であります。現在は採草地として耕作がされております。譲渡人は父親、譲受人は長男という親子関係であります。本件の権利取得により周辺の農地の支障は生じないものと考えられますので、3条申請は何も問題ないと思われれます。審議方をよろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第114号受付番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第114号受付番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長： それでは、次に議案第115号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、26ページの議案第115号の議案書をご覧ください。
議案第115号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第115号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1番、堂地です。

議長： 1番、堂地委員。

1 番： ただ今、事務局長から詳細な説明がありましたので、私が説明をするようなこともありませんが、5月20日に溝田委員、会長、事務局の方と現地を確認いたしました。局長が言われたように、最初は南側からの進入道路でしたが、ここは勾配がきつく、車の出し入れが厳しいということで、今回、西口から進入路を設けて、進入路が長い分だけ勾配もゆるやかでありますし、車の出し入れも随分楽にできるかと思われま。ここに進入路を設けましても、周りの方に迷惑をかけることは一切ありませんから、何も問題はないかと思えます。以上です。

議長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員の説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第115号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第115号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第116号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、35ページの議案第116号の議案書をご覧ください。
議案第116号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第116号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告をもとめます。

9番： 9番、徳留です。

議長： 9番、徳留委員。

9番： 5月20日に武田委員と橋口会長、役場の担当の方々と現地調査をいたしました。現地は根占中学校の真下にあります。現在は竹等が生えて何年も耕作されていない状況でした。隣の田はきれいに耕作されております。中学校の通学路沿いでもあり、今のままでは環境的にも悪いのでは、また、これから先も耕作される可能性はないものと思われまます。ですので、今回の農振除外はやむを得ないと思われまます。皆さんの意見をお願いいたします。以上です。

議長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

5番： 5番、鞍掛です。

議長： 5番、鞍掛委員。

5番： 事務局にお願いですが、先月の農振地域の除外の件で、太陽光をそのうち造るから除外をしてくれと、造らなかつたらどうなるのかと質問をしたところ、経済課の方で除外したところを数ヶ月毎に見に行つて、1年程して造つていなければ元の農振地に戻すという回答でしたが、この場合も近年中に定年退職するので帰つてくる予定だから、とりあえず除外してと、こういう場合は農業委員の方で説明をするべきでしょうけれど、事務局の方で本人に、1、2年後に造つていなければ農振地に戻しますからというのを示していただけないでしょうか。そうしないと、後々のトラブルの種になると思ひます。以上、お願いです。

事務局： はい、そのようにいたします。

議長： 他にございませんか。それでは採決いたします。議案第116号受付番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第116号受付番号1番は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議長： 次に、議案第117号非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。申請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、46ページの議案第117号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第117号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査報告を求めます。

11番： 11番、瀬崎です。

議長： 11番、瀬崎委員。

11番： 5月20日の雨の日に、合羽、雨靴をはいて現地に行きました。現地に行くまでに大変な山の中を木の枝をかき分け、会長はじめ事務局、田中委員と、水力発電建設業者の関係の方が同行されたので、現地にたどり着いたのですが、事前に周囲の方に聞き取りしていましたが、ここは目的が水力発電所ができるということで、周辺に何も迷惑をかけるようなところではなく、20年以上前から山林となっていることから、非農地証明はしかたがないと思います。以上、審議方よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございました。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

事務局： この水力発電の概要をご説明したいと思います。発電名称が仮称ですが、「佐多辺塚水力発電」、発電事業者名が株式会社ミスミ、河川は洞ヶ原河川、最大出力が199kwで年間発電量が112万kw、約250世帯分まかなうということでございました。着工後、18ヶ月で稼働するという事です。簡単ですが、今現在、判っていることは以上になります。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第117号受付番号1番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第117号受付番号1番は原案どおり証明することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： 58ページをお開きください。

(議案第117号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査報告を求めます。

16番： 16番、溝端です。

議 長： 16番、溝端委員。

16番： 5月20日の小雨の日に、局長、会長、事務局それに桑田委員と調査を行いました。現地は上ノ原団地の県道から右側の方に車が1台通るくらいの細い道を500m位入ったところの農道が十字路に交差しているところの一面にありました。現在は牛舎として使われております。建築してから30年位経つとのことでしたが、今も牛が入っており、牛舎内もきれいに整備されておりました。敷地全体を利用して建築されており、通路もコンクリート造りで、宅地として使用してから長く経過しております。農地復旧は難しいと思われまます。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員からの報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

3番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3番： 30年以上前に、牛舎としての転用申請がでていたのですか。無断転用であれば、非農地でいいのか4条申請なのか、そのあたりはどうですか。

事務局： 話を聞いたところ、最初に畜舎を建てた時に200㎡以下という形で小さいのを最初に造られたと、それから段々広がっていったということ。本来ならば違法ですが、既に30年以上経過していると、農業振興地域からも除外されているというこ

とで、非農地で良いのではないかという判断です。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： 今後、このようなケースがあった場合、非農地でも4条でも良いよと、最初に小さく造って、少しずつ足していけば500㎡でも1,000㎡でも良いような解釈になっていくので、そのあたりの指導等をしっかりすべきではないかと思います。

議 長： 自己資金で建てられると、無断転用ということが起こり得るわけですし、皆さんもそのあたりを注意していただきたいと思います。

それでは、よろしいですか。採決いたします。議案第117号受付番号2番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第117号受付番号2番は原案どおり証明することに決定いたしました。

議 長： 次に、議案第118号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、61ページの議案第118号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第118号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入りますが、議席番号10番、神園委員が受付番号4番から6番に、議席番号12番、打越委員が受付番号7番に議題提出がございます。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条議事参与の制限により席を外していただきます。

(議席番号10番 神園委員、議席番号12番 打越委員退席)

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

18番： 18番、田中です。

議 長： 18番、田中委員。

18番： 皆さん、思われたのではないかと思います、4番から6番、反当りの賃料が〇〇〇〇〇〇円という、非常に最高級の農地ではないかと思いますが、おそらく予測されることは、田で牧草となっておりますので、WCSでしているのかなと思いますが、今後は周りに対して悪い手本になりそうですが、そのあたりはどうですか。

事務局： ここにつきましては、今おっしゃったように、米の方の奨励金をそのまま貰うということでの賃料になっておまして、事務局でも一応指導はしましたが、このままでだすということでした。

18番： 18番、田中です。

議 長： 18番、田中委員。

18番： 政府からの補助金なり助成金は、あくまでも生産者に対して交付されるものであって、それを地主がよこせというのは政策としてどうかなと思います。この内容でいけば、それが見え見えです。これは、あくまでも個人間の契約ですからあまり言えないのですが、但し、農業委員会として周りに良い影響を与えないと思います。それに、農業委員という立場を利用するのは、ちょっとどうなのかなと思います。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： これは、賃借の利用権設定だから問題はないとして、借りた人は牧草が自分のものになるということだけですか。作った人は汗を流して、種代もでないということになる。これは、借りても納得されてのことでしょうけれど、作った人が何かメリットがあるような値段設定をされるべきではないかと思います。

議 長： 私達の意見としては、再度本人が周りの影響も考えて修正をしていただきたい。それでは採決いたします。議案第118号については、原案のとおりでなく一部指導、修正ということで決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第118号は修正して決定いたします。

(議席番号10番 神園委員、議席番号12番 打越委員入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議長： よろしいですか。以上をもちまして、平成26年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員